

参考資料 1. 著作権及び著作隣接権関係条約の内容

(2022年9月末現在)

条約名	所管機関/ 加盟国数	経緯	我が国に おける締結等	条約の対象、原則内容
文学的及び美術的 著作物の保護に関 するベルヌ条約 (ベルヌ条約)	WIPO 181カ国	明治19(1886)年 にヨーロッパ諸国 を中心に創設。数 次にわたる改正を 経て、パリ改正条 約を昭和46 (1971)年に作成、 昭和49(1974)年 に効力発生。	明治32(1899) 年に本条約を締 結。最新のベルヌ 条約パリ改正条約 は、昭和50 (1975)年に締 結。同年に効力発 生。	対象：著作権 原則内容： (a) 原則 (イ) ベルヌ型内国民待遇 (ロ) 無方式主義 (ハ) 遡及 (b) 主な規定 著作物について、著作者人格権、 複製権、上映権、放送権等を規定
著作権に関する世 界知的所有権機関 条約 (WIPO著作権条約 又はWCT(WIPO COPYRIGHT TREATY))	WIPO 112カ国	ベルヌ条約は全加 盟国の満場一致で ないという特殊な条 約であり、実質的 に改正が困難な状 況となっていたた め、ベルヌ条約本 体を改正するの ではなく、より高い 保護を行える国の みが批准する「2階 部分」をベルヌ条 約の「特別の取 極」として策定す ることとされ、平 成8(1996)年に採 択。平成14 (2002)年に効力発 生。	平成12(2000) 年に本条約を締 結。(平成14 (2002)年に効力 発生。	対象：著作権 原則内容： (a) 原則 (イ) 内国民待遇 (ロ) 無方式主義 (ハ) 遡及 (b) 主な規定 (イ) インタラクティブ送信に関す る権利を規定 (ロ) 技術的保護手段に関する義務 を規定 (ハ) 権利管理情報に関する義務を 規定
実演家、レコード 製作者及び放送機 関の保護に関する 国際条約 (実演家等保護条約又 はローマ条約)	WIPO 96カ国	実演家、レコード 製作者及び放送事 業者の権利の保護 を目的として、昭 和36(1961)年 に、ベルヌ同盟、I L O及びUNESCO により採択、昭和 39(1964)年に効 力発生。	平成元(1989) 年に本条約を締 結、同年に効力発 生。	対象：著作隣接権 原則内容： (a) 原則 (イ) ローマ型内国民待遇 (ロ) 不遡及 (b) 保護の内容 (イ) 実演家 ・ 了解を得ない実演の放送、録 音・録画の防止等 ・ 商業用レコードの放送二次使 用料請求権 (ロ) レコード製作者 ・ レコードの複製権の付与 ・ 商業用レコードの放送二次使 用料請求権

条 約 名	所管機関/ 加盟国数	経 緯	我が国に おける締結等	条約の対象、原則内容
				(ハ) 放送事業者 ・放送の再放送権、録音・録画 権の付与
実演及びレコード に関する世界的 著作権機関条約 (WIPO実演・レコ ード条約又はWPPT (WIPO PERFORMANCES AND PHONOGRAMS TREATY))	W I P O 111カ国	基本条約である実 演家等保護条約を 米国は締結してい ないことなどから、 実演家等保護 条約とは無関係の 独立した新しい条 約として、平成8 (1996)年に採択、 平成14(2002)年 に効力発生。	平成14(2002) 年に本条約を締 結、同年に効力発 生。	対象：著作隣接権 原則内容： (a) 原則 (イ) ローマ型内国民待遇 (ロ) 無方式主義 (ハ) 遡及 (b) 主な規定 (イ) 実演については「音に関す るもの」のみを保護する (ロ) 人格権(氏名表示権・同一 性保持権)を規定 (ハ) 利用可能化(インターネット にアップロードすること)に 関する権利を規定 (ニ) 技術的保護手段に関する義務 を規定 (ホ) 権利管理情報に関する義務を 規定
視聴覚的実演に 関する北京条約	W I P O 43カ国	WPPT採択後、視 聴覚的実演に関す る保護についての 検討が継続され、 平成24(2012)年 に北京で採択。30 カ国の批准又は加 入により発効する こととされており、 令和2(2020)年に効 力発生。	平成26(2014) 年に本条約を締 結、令和2 (2020)年に効力 発生。	対象：著作隣接権 原則内容： ② 原則 (イ) ローマ型内国民待遇 (ロ) 無方式主義 (ハ) 遡及 ③ 主な規定 (イ) 視聴覚的実演を保護する (ロ) 人格権(氏名表示権・同一性保 持権)を規定 (ハ) 利用可能化(インターネットに アップロードすること)に関す る権利を規定 (ニ) 技術的保護手段に関する義務を規 定 権利管理情報に関する義務を規定
知的所有権の貿 易関連の側面に 関する協定 (TRIPS協定)	WTO 164カ国	GATT(関税及び貿 易に関する一般協 定)ウルグアイ・ ラウンド交渉の結 果、平成7(1995) 年に発効したWTO 設立協定の附属書 には、知的財産権 の保護について定 めた「知的所有権の 貿易関連の側面に	平成6(1994)年 に本協定を締結、 平成7(1995)年 に効力発生。	対象：著作権、著作隣接権 原則内容： (a) 原則 (イ) 最恵国待遇 (ロ) 内国民待遇 著作権についてはベルヌ型内国 民待遇を、著作隣接権につい てはローマ型内国民待遇をそれぞ れ付与 (ハ) 遡及 (b) 主な内容

条約名	所管機関/ 加盟国数	経緯	我が国に おける締結等	条約の対象、原則内容
		関する協定(TRIPS協定、TRIPS : Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) があり、著作権及び著作隣接権の保護についても規定。		(イ) ベルヌ条約の規定する保護内容の遵守（著作権人格権を除く） (ロ) コンピュータ・プログラム及びデータベースの保護 (ハ) コンピュータ・プログラム、映画及びレコードの商業的貸与に関する権利の付与 (ニ) 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護 (c) 法令レビュー WTOに加盟すると、TRIPS協定の適用義務が発生する（開発途上国について平成12（2000）年1月1日より、後開発途上国については平成18（2006）年1月1日より、それぞれ適用義務が発生）。加盟国はTRIPS理事会に著作権関係法令等を通知し、他の加盟国は、この関係法令等がTRIPS協定の規定と一致しているかどうか確認する作業
盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約	WIPO 84カ国	世界の視覚障害者及び読字障害者の著作物へのアクセスを改善する目的として、平成25（2013）年にマラケシュ（モロッコ）において採択、平成28（2016）年に効力発生。	平成30年（2018）年に本条約を締結、平成31（2019）年に効力発生。	対象：著作権 主な規定： (イ) 視覚障害者等のための利用しやすい様式の複製物に関する著作権の制限又は例外を規定 (ロ) 各国の権限を与えられた機関が、作成された利用しやすい様式の複製物を、国境を越えて交換可能 (ハ) 権限を与えられた機関間の情報交換や支援を通じて、作成された利用しやすい様式の複製物の国境を超える交換を促進するため協力

- WIPO : 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization)
- UNESCO : 国際連合教育科学文化機関
(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)
- ILO : 国際労働機関 (International Labour Organization)
- WTO : 世界貿易機関 (World Trade Organization)

主要な著作権関連条約

